

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

配偶者同行休業の取得に伴う手続等について (通知)

組合員が地方公務員法第26条の6に規定する配偶者同行休業を取得した場合、共済組合において必要となる手続等は下記のとおりですので、貴所属所の組合員へ周知してください。

記

1 共済掛金及び貸付償還金関係

配偶者同行休業期間中は給与が支給されないため、組合員自身で引き続き共済掛金(長期掛金及び短期掛金)及び貸付償還金(貸付金を借り受けている者のみ)を払い込む必要があるので、速やかに共済組合へ連絡すること。

また、共済掛金のうち40歳以上65歳未満の組合員から徴収している介護掛金については、海外へ転居したときは介護保険第2号被保険者の資格を喪失するため、「介護保険第2号被保険者資格喪失届」(届出用紙は共済組合から送付する。)を共済組合へ提出すること(これにより掛金の徴収を停止する。)

2 福祉保険制度、アイリスプラン及び団信制度関係

福祉保険制度又はアイリスプランに加入している場合には掛金(保険料)を、また、住宅貸付け、教育貸付け等を借り受けている組合員が団信制度に加入している場合には保険料充当金を、引き続き所定の期日に口座振替(引落)により払い込むこと(手続不要)。

また、各制度の送付物の送付先登録住所は、日本国内において連絡がとれる住所に限るため、登録住所を変更する場合は、下記へ問い合わせること。

【各制度の問合せ先】

制度名	問合せ先	開設時間
福祉保険制度	公立学校共済組合福祉保険制度担当 電話 0120-778-599 (フリーダイヤル)	月曜日～金曜日 (祝日を除く。) 10時～16時
アイリスプラン	【年金コース, 医療・傷害補償コース】 教職員生涯福祉財団サービスセンター 電話 0120-491-294 (フリーダイヤル) 【介護保障コース】 株式会社一ツ橋サービス 電話 0120-878-626 (フリーダイヤル)	月曜日～金曜日 (祝日を除く。) 10時～17時
団信制度	公立学校共済組合団信担当 電話 0120-080-456 (フリーダイヤル)	月曜日～金曜日 (祝日を除く。) 10時～16時

3 短期給付関係

(1) 療養費（海外療養費）

配偶者に同行して海外へ転居した組合員や被扶養者が、病気やけがでやむを得ず現地の医療機関等で療養を受けて医療費を支払ったときは、医療費の一部について療養費（海外療養費）を給付するので、下記により共済組合へ請求すること。

ア 請求書類

次に掲げる書類を、請求時の在籍所属所を通じて、共済組合へ提出すること。

- (ア) 療養費(家族療養費)請求書〔整理番号34〕
- (イ) 医科診療内容明細及び診療報酬領収明細書
- (ウ) 歯科診療内容明細及び診療報酬領収明細書
- (エ) 現地の医療機関等で医療費を支払った領収書

- (注) 1 医科診療の場合は上記の請求書類(ア)、(イ)及び(エ)を、また、歯科診療の場合は(ア)、(ウ)及び(エ)を提出すること。
- 2 上記(イ)及び(ウ)の用紙は、共済掛金等の払込手続書類と併せて該当者へ送付するので、現地の医療機関等の医師に記入をしてもらうこと。
- 3 上記(ア)から(ウ)までの書類は、療養月単位で受診医療機関等ごとに作成すること。
- 4 上記(イ)から(エ)までの書類には、必ず日本語翻訳を添えること。

イ 留意事項

療養費の請求に際しては、次に掲げる事項に留意すること。

- (ア) 海外で受けた診療が、日本国内において健康保険（医療保険）が適用されない診療である場合は、給付の対象とはならないこと。
- (イ) 支給に際しては、日本国内の医療機関等で同じ傷病を治療した場合に健康保険の例により算定した額の範囲内で支給額を決定する。したがって、海外では日本国内に比べて医療費が高額になることが多いため、共済組合の給付では現地で支払った医療費が十分に補填されない場合があること。
- (ウ) 療養費の請求権は、医療機関等で医療費を支払った日の翌日から起算して2年で消滅すること。

(2) 出産費等

組合員が海外で出産したときは、出産費用の窓口支払額を軽減する直接支払制度及び受取代理制度は利用することができないため、費用全額を支払った後、出産費（産科医療補償制度が適用されないため40万4千円）及び出産費附加金（5万円）を請求すること。

問合せ及び連絡先

【共済掛金、福祉保険制度及びアイリスプラン担当】

福利係 電話 099-286-5206

【貸付償還及び団信制度担当】

厚生係 電話 099-286-5214

【短期給付担当】

年金給付係 電話 099-286-5220